(1)

岐 阜

県

公 報

号 外

毎週

(金曜日)

発行

岐

する条例

号

外

平

成二十年 七

月十五日

目

例 次

条

岐阜県税条例の一部を改正する条例 岐阜県職員退隠料給与条例の一部を改正する条例

岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正

(特別支援教育課

九

岐阜県風致地区条例の一部を改正する条例

(税 職 員厚 生 課

岐阜県職員退隠料給与条例の一部を改正する条例 (条例第三二号)

本号で公布された条例のあらまし

特殊法人の整理合理化に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

(第九条

球環 境課)

地

備

九九

都 **医**

市政

策

療 整

課 課

八二

,四及び第一四条関係

二 この条例は、平成二〇年一〇月一日から施行することとした。 岐阜県税条例の一部を改正する条例 (条例第三三号) 県民税

上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率を廃止することとした。(附則

2 その適用期限を三年延長することとした。 (附則第五条関係) 第四条及び附則第一一条の五関係 肉用牛の売却所得に係る所得割の課税の特例について、見直しを行ったうえ、

事業税

の二の二関係) 措置の一環として、法人事業税の税率の引下げを行うこととした。 (附則第六条 地域間の税源偏在を是正するため、税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定

三 不動産取得税 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の

その他所要の規定の整備を行うこととした。

創設を行うこととした。(附則第七条関係)

五 この条例は、一部の規定を除き、平成二一年一月一日から施行することとした。

岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第三四号) 「温泉法」の一部改正に伴い、可燃性天然ガスの濃度の確認に要する費用等を

新たに徴収することとした。 (別表第一関係

(休日に当たる)

平成二十年七月十五日

0

0

二 この条例は、一部の規定を除き、平成二〇年一〇月一日から施行することとし

2

岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三五号)

うする診療科目を変更することとした。(第二条関係) 「医療法施行令」及び「医療法施行規則」の一部改正に伴い、県立病院で標ぼ

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県風致地区条例の一部を改正する条例 (条例第三六号)

独立行政法人緑資源機構の解散に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

(第四条関係)

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三七

備を行うこととした。 岐阜県立揖斐特別支援学校を揖斐郡揖斐川町に設置するため、 (別表第二関係 所要の規定の整

二 この条例は、平成二一年四月一日から施行することとした。

例

条

岐

岐阜県職員退隠料給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事

古 田

肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県職員退隠料給与条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退隠料給与条例(昭和八年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正す

第十四条中「公営企業金融公庫」を「旧公営企業金融公庫」に改める。 第九条ノ四第一項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」 に改める。

附

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事

古

田

肈

岐阜県条例第三十三号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

第一条 す る。 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正

る政党等に対する法人格の付与に関する法律 (平成六年法律第百六号) 第七条の二第 体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受け 二項」に改め、同条第四項中「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団 一項に規定する法人である政党等」に改める。 第十八条第一項第七号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の二第

第二十条中「、寄附金控除額」を削る。

加 え る。 下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除」を加え、同項第五号中 、 は医療費控除額」に、「若しくは同条第九項」を「、同条第九項」に改め、「雑損失の 寄附金控除額」を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を 金額の控除」の下に「若しくは法第三十七条の二の規定によつて控除すべき金額(以 第二十七条第一項ただし書中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しく

六 寄附金税額控除額の控除に関する事項

控除額」に、「又は同条第九項」を「、同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」 第二十七条第三項中「、 医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費

の下に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

十四条の八第三項」を「第三百十四条の九第三項」 第三十七条第一項第一号を次のように改める。 第二十九条第一項第五号中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「第三百 に改める。

公益社団法人又は公益財団法人

の配当等」を加える。 場株式等の配当等」という。)」を、「係る国外特定配当等」の下に「又は上場株式等 置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上 第三十七条の十三中『特別徴収義務者が国外特定配当等』の下に「又は租税特別措

び一般財団法人 (非営利型法人に該当するものを除く。)」を加える。 定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。) に該当するものを除く。) 及 会社」の下に「並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規 第三十八条第一項第一号ロ中「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的

社日本政策金融公庫法 (平成十九年法律第五十七号) 別表第一第八号若しくは第九号 の下欄に掲げる資金の貸付け」に改める。 十八条第一項若しくは第十八条の二第一項 (第一号に係る部分に限る。)」を「株式会 第五十三条第七項中「農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第

財団法人」に、「本項」を「この項」に改める。 第五十五条第四項中「第三十九条の三の三」を「第三十九条の三の二」に改める。 第五十八条の七の二第一項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益

附則第三条の三の二及び第三条の四を削る。 第六十条の二第二項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

附則第四条を次のように改める。

岐

四第一項及び第五条の五第一項」に改める。 牛である場合」を「免税対象飼育牛 (次項において「免税対象飼育牛」という。) で 分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「及び第五条の四第一項」を「、第五条の 免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部 め、同条第二項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は ある場合 (その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。)」に改 附則第五条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「免税対象飼育

附則第六条の二の二に次の一項を加える。

得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後 (合併による解散を除く。) による清算所得に対する法人の事業税 (清算所

3)

の四・三」とする。 同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百 の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあ 同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」 第一号八の表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」 分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分 とあるのは「次項の規定により読み替えられた第四十二条第一項第二号」と、「百 分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、前項中「第四十二条第一項第二号」 七」と、同条第三項第一号八中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、 るのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の○・ とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分 とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、 いての第四十二条及び前項の規定の適用については、当分の間、 び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。) につ 第四十二条第一項

附則第六条の三第二項中「第六条の十七第四項」を「第六条の十七第二項」に改め

තූ

項中「第三条の二の十六」を「第三条の二の十七」に改め、同条第十七項中「第三条 次の二項を加える。 を「用途で施行令附則第七条第三十二項に規定する」に改め、同条第二十九項中「施 定める」を「(施行令附則第七条第三十一項に規定する」に、「用途で施行令で定める」 を「施行令附則第七条第三十項に規定する」に改め、同条第二十八項中「(施行令で の二の十七」を「第三条の二の十八」に改め、同条第十八項中「第三条の二の十八第 **行規則で定める」を「施行規則附則第三条の二の二十五に規定する」に改め、同条に** 項」を「第三条の二の十九第一項」に改め、同条第二十七項中「施行令で定める」 附則第七条第六項中「第三条の二の七」を「第三条の二の八」に改め、同条第十五

30 団法人に限る。) が、文化財保護法の規定によつて重要文化財、国宝、重要有形民 定する登録有形文化財、同法第九十条第三項に規定する登録有形民族文化財若しく 家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第五十八条第一項に規 族文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物として指定された 律第三十九号)第五条第一項に規定する協議会の構成員(公益社団法人又は公益財 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法 岐

地区の区域内にある家屋で施行令附則第七条第三十三項に規定するもの若しくは当 は同法第百三十三条に規定する登録記念物である家屋若しくは当該家屋の敷地の用 和八年法律第四十三号) 第二条第一項の規定により認定された家屋若しくは当該家 に供されている土地、同法第百四十四条第一項に規定する重要伝統的建造物群保存 て課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月 屋の敷地の用に供されている土地を取得した場合における当該不動産の取得に対し 該家屋の敷地の用に供されている土地又は旧重要美術品等の保存に関する法律 (昭 三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を 価格から控除する。

31 第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第七 動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。 場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定につ いては、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不 条第三十四項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)

附則第九条の二を次のように改める。

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例

第九条の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八 おいて「上場株式等に係る配当所得の金額」という。) に対し、上場株式等に係る 係る配当所得については、第十九条及び第二十一条の規定にかかわらず、他の所得 条の四第一項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の 税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得 課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第三十三条の二第 と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項に 三十二条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に 等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第 るべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当 配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受け 三項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場 その適用後の金額) をいう。) の百分の二に相当する金額に相当する県民 法附則第五条第一項の規定は、 適用しない。

> 定するところによる。 前項の規定の適用については、法附則第三十三条の二第二項から第四項までに規

2

附則第十一条の二第一項中「及び附則第十一条の三第一項」

を削る。 という。) に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座」に改め、「、次条第一項」 る同条第一項に規定する振替口座簿(附則第十一条の四第一項において「振替口座簿 管理口座)」を「特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。) に係 附則第十一条の二の二第一項中「並びに次条第一項」を削り、同条第二項中 「特定

附則第十一条の三を次のように改める。

第十一条の三 削除

取引等」を「同条第二項に規定する上場株式等の信用取引等」に改める 三十七条の十一の三第三項第三号」を「同条第三項第三号」に、「上場株式等の信用 措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等」に、「租税特別措置法第 行う取引であつて施行規則附則第十五条の三に規定する取引をいう。)」を「租税特別 法第二条第一項第十七号に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を の下に「同条第二項に規定する」を加え、同条第二項中「信用取引 (金融商品取引法 第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。) 又は発行日取引 (所得税 附則第十一条の四第一項中「同条第一項に規定する」を削り、「委託がされている」

附則第十一条の五を削る。

ガス保安基準で施行規則で定める」を「排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二 ので施行規則で定める」を「もので同条第五項に規定する」に改め、同号ロ中「排出 める」を「排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第四項に規定する」に、「も 則第五条第三項」を「同条第三項」に改め、同条第三項中「施行規則で定める」を る」に改め、同項第三号中「施行規則で定める」を「施行規則附則第五条の二第八項 第六項に規定する」に、「もので施行規則で定める」を「もので同条第七項に規定す を「同条第二項」に改め、同条第四項第二号イ中「排出ガス保安基準で施行規則で定 「施行規則附則第五条の二第一項に規定する」に、「施行規則附則第五条の二第二項」 行規則附則第五条第一項に規定する」に、「用いる自動車で施行規則で定める」 に規定する」に改め、同条第五項中「第五条の二第五項」を「第五条の二第九項」に 「用いる自動車で同条第二項に規定する」に、「同項」を「第四項」に、「施行規則附 附則第十三条第一項中「とする自動車で施行規則で定める」を「とする自動車で施 岐

号

定める」を「排出ガス保安基準で施行規則附則第十二条の二の二第十項に規定する」 規則附則第十二条の二の二第九項に規定する」に、「排出ガス保安基準で施行規則で る」に改め、同項第三号中「軽油自動車で施行規則で定める」を「軽油自動車で施行 **第七項に規定する」に、「もので施行規則で定める」を「もので同条第八項に規定す** 安基準で施行規則で定める」を「排出ガス保安基準で施行規則附則第十二条の二の二 則で定める」を「もので同条第六項に規定する」に改め、同項第二号中「排出ガス保 ス保安基準で施行規則附則第十二条の二の二第五項に規定する」に、「もので施行規 附則第十五条第八項第一号中「排出ガス保安基準で施行規則で定める」を「排出ガ 同条第六項中「第五条の二第六項」を「第五条の二第十項」に改める。

附則第四条を次のように改める。 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

公益法人等に係る県民税の課税の特例

報

第四条 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段 (同条第六項から第九項まで 得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。 ところにより、これに同法第四十条第三項に規定する財産(同条第六項から第九項 第三項に規定する公益法人等 (同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等 の規定によりみなして適用する場合を含む。) の規定の適用を受けた同法第四十条 までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。) に係る山林所 与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第三条の二の三第一項に規定する に係る公益法人等とみなされる法人を含む。) を同法第四十条第三項に規定する贈

前項の規定の適用については、法附則第三条の二の四第三項に規定するところに

附則第十一条の四の次に次の一条を加える。

第十一条の五 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第三十七 規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計 条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条において 金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第二十四条第一項に 「源泉徴収選択口座内配当等」という。) については、施行令附則第十八条の四の二 (源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算及び特別徴収等の特例 一項に規定するところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の

5)

2

- する年の翌年一月十日 (施行令附則第十八条の四の二第二項において読み替えて準 第三十七条の十二及び第三十七条の十三の規定の適用については、第十八条第一項 用する施行令第九条の二十第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する日)」 る年の一月一日」と、第三十七条の十三中「属する月の翌月十日」とあるのは「属 第六号及び第三十七条の十二中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属す 十三の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第十八条第一項第六号、 二に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、第三十七条の この項において「源泉徴収選択口座」という。) が開設されている第三十七条の十 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座
- でに規定するところによる。 前二項の規定の適用については、法附則第三十五条の二の五第三項から第六項ま

3

- 1 は、当該各号に定める日から施行する。 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
- 第三号までの改正規定並びに次項及び附則第十三項の規定 第十八項及び第二十七項から第二十九項まで、第十三条第一項、第三項、 を削る改正規定並びに附則第六条の三第二項、第七条第六項、第十五項、 |号イ及び口並びに第三号、第五項並びに第六項並びに第十五条第八項第||号から 第一条中第五十五条第四項の改正規定並びに附則第三条の三の二及び第三条の四 公布の日 第四項第
- || 第一条中第五十三条第七項の改正規定及び附則第六条の二の二に一項を加える改 正規定 平成二十年十月一日
- 三)第一条中第十八条第四項、第三十七条第一項第一号、第三十八条第一項第一号口、 の規定 平成二十年十二月一日 二項を加える改正規定 (同条第三十一項に係る部分に限る。) 並びに附則第十四項 第五十八条の七の二第一項及び第六十条の二第二項の改正規定並びに附則第七条に
- が含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が一 の改正規定並びに附則第五条第二項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「もの 第一条中第二十条、第二十七条第一項及び第三項並びに第二十九条第一項第五号

報

分を除く。) 並びに附則第十一条の四第一項の改正規定 (「同条第一項に規定する」 分を除く。)、附則第十一条の二の二第二項の改正規定 (『、次条第一項』を削る部 千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部 を削る部分に限る。) 並びに第二条中附則第四条の改正規定並びに附則第六項の規 平成二十一年四月一日

5

五 第一条中第三十七条の十三の改正規定並びに附則第五条第一項の改正規定、同条 の二の改正規定並びに第二条中附則第十一条の四の次に一条を加える改正規定並び る部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。) 及び附則第九条 は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超え 第二項の改正規定 (「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又 に附則第七項から第十項までの規定 平成二十二年一月一日

六 平成二十二年四月一日 分を除く。) 及び同条第二項の改正規定並びに附則第十一項及び第十二項の規定 第二項の改正規定 (『、次条第一項」を削る部分に限る。)、附則第十一条の三の改 正規定、附則第十一条の四第一項の改正規定(「同条第一項に規定する」を削る部 第一条中附則第十一条の二第一項及び第十一条の二の二第一項の改正規定、同条

七 する法律(平成二十年法律第三十九号)の施行の日 及び附則第十五項の規定 第一条中附則第七条に二項を加える改正規定 (同条第三十項に係る部分に限る。) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関

(個人の県民税に関する経過措置)

岐

- 3 2 の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税に 従前の例による。 条例 (以下「旧条例」という。) 附則第四条に規定する特定配当等については、なお ついて適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の岐阜県税 別段の定めがあるものを除き、改正後の岐阜県税条例(以下「新条例」という。)
- 別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四条の二第九項又は第四条の三第十項の る改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。附則第十項及び第十二項に き地方税法等の一部を改正する法律 (平成二十年法律第二十一号) 第一条の規定によ おいて「新法」という。) 第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等 (租税特 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべ

規定の適用を受けるものを除く。) に係る新条例第三十七条の十の規定の適用につい 同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

- 中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。 取引等に係る差金決済に係る新条例第三十七条の十五の規定の適用については、同条 第三十七条の十八に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる新条例
- る同条第一項後段の承認の取消しが平成二十年十二月一日以後にされる場合について 適用する。 新条例附則第四条の規定は、租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定によ
- 十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。 適用し、旧条例附則第五条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成一 新条例附則第五条の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について

7

6

- 8 課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げ 等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、 る場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。 上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。) に対して 同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額 (同項前段に規定する 十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第九条の二第一項に規定する上場株式 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三
- に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等
- **一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の**
- 一万二千円
- 二に相当する金額 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の
- 9 者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項において 源泉徴収選択口座内配当等」という。) について適用する。 新条例附則第十一条の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に県民税の納税義務
- 10 対して平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間内に交付をする源泉 新条例附則第十一条の五第二項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に

岐

条第十七項各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める金 するところにより、その年中に交付をした地方税法等の一部を改正する法律附則第三 項において「施行令」という。) 附則第十八条の四の二第三項から第五項までに規定 び附則第十二項において「平成二十年改正政令」という。) 附則第三条第十項におい 交付金法施行令の一部を改正する政令 (平成二十年政令第百五十二号。以下この項及 択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、新法附則第三十 る源泉徴収選択口座をいう。) につき次に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選 合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座 新条例第三十七条の十の規定を適用して計算した金額とする。 第九項に規定する金額を源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして 額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額として平成二十年改正政令附則第三条 て読み替えて準用する地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号。以下この 五条の二の五第三項の規定にかかわらず、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村 徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場 (同項に規定す

項において準用する施行令附則第十八条の四の二第六項に規定する金額 所得の金額の計算上生じた損失の金額として平成二十年改正政令附則第三条第十一 定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当 該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑 その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る新条例附則第十一条の四第一項に規

二(その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された新条例第十八条第一項第七) 号に規定する差金決済に係る新条例附則第十一条の四第二項に規定する信用取引等 八条の四の二第七項に規定する金額 額として平成二十年改正政令附則第三条第十一項において準用する施行令附則第十 に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る 上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金

条の三第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲 渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の県民税については、 県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った旧条例附則第十一 な

12 + 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三 日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等(以下こ

7

得の金額及び雑所得の金額として平成二十年改正政令附則第三条第十三項に規定する 額に相当する金額とする。 項前段の規定にかかわらず、 額」という。) に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第十一条の二第一 ところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金 いては、新条例附則第十一条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等 渡所得及び雑所得 (同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。) につ 掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲 の項において「上場株式等」という。) の譲渡 (新条例附則第十一条の二の二第二項 に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所 に規定する譲渡をいう。) のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金

係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額 いう。以下この項において同じ。) が五百万円以下である場合 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額を 当該上場株式等に

二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金 額の合計額

六万円

分の二に相当する金額 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百

(不動産取得税に関する経過措置)

14 13 る法律 (平成十八年法律第五十号) 第三十八条の規定による改正前の民法 (明治二十 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す 九年法律第八十九号) 第三十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取 得税については、 同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。 二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、 平成二十年十二月一日前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成 なお従前の例による。

附則第七条第三十項の規定の適用については、同項中「公益社団法人又は公益財団法 人」とあるのは、 附則第一項第七号に定める日から平成二十年十一月三十日までの間における新条例 「民法第三十四条の法人」とする。

6

おいて準用する法第七法第十一条第二項に

岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事

古

田

岐阜県条例第三十四号

岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例

正する。 第一条 岐阜県手数料徴収条例(平成十二年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改

別表第一八の項に次のように加える。

公

報

審査 審査 (平成十九年 する法律 (平成十九年 する法律 (平成十九年) 附	0
るて天一後さり附年 確認申請手数料	_
	濃度 一件につき
	七、四00

第二条 岐阜県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

申請手数料 一件につき 二四、〇〇〇 一日から施行する。

10 法第十四条の七第一項に規定する温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する温泉の採	審査 の確認の申請に対する がガスの濃度について がガスの濃度について の確認の申請に対する	8 法第十四条の三第一項又は法第十四条の四額の採取の許可を受けたの採取の許可を受けたのが表述の承認のの申請に対する温泉の申請に対する温泉の回りの申請に対する。	マスティッグ である できます できます できます できます できます できます できます できます	審査 の許可の申請に対する の許可の申請に対する
許可申請手数料	確認申請手数料	継承認申請手数料	数料温泉採取許可申請手	
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
二四、000	七 回00	七、四00	三五、000	

別表第一八の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次のように加える。

		3
の申請に対する審査の施設等の変更の許可	に規定する掘削のため	法第七条の二第一項
	申請手数料	掘削施設等変更許可
		一件につき
		二四
		000

附則

ヨから施亍する。 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。 ただし、第一条の規定は、同年八月

岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田

岐阜県条例第三十五号

岐阜県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

を次のように改正する。 岐阜県病院事業の設置等に関する条例 (昭和四十一年岐阜県条例第二十三号) の一部

化器内科、循環器内科」に改め、「小児科」の下に 「、新生児内科」を、「、外科」の下 器科」を「呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科」に改め、「小児科」の下 に「、消化器外科、乳腺・内分泌外科」を、「脳神経外科」の下に「、呼吸器外科」を、 科、リウマチ科、精神科」に、「呼吸器科、消化器科、循環器科」を「呼吸器内科、消 を加え、同表岐阜県立多治見病院の項中「精神科」を「腎臓内科、血液内科、内分泌内 療科」に改め、「麻酔科」の下に「、病理診断科、臨床検査科、救急科、小児救急科」 婦人科」を「泌尿器科、産科、婦人科」に、「放射線科」を「放射線診断科、放射線治 疼痛緩和外科」を、「心臓血管外科」の下に「、小児心臓外科」を加え、「ひ尿器科、産 に「、小児循環器内科、新生児内科」を、「、外科」の下に「、消化器外科、乳腺外科、 病理診断科、臨床検査科、救急科」を加える。 の下に「、胸部外科」を加え、「ひ尿器科」を「泌尿器科」に改め、「麻酔科」の下に「、 内分泌内科」に改め、「、外科」の下に「、消化器外科、乳腺外科」を、「脳神経外科」 消化器科、循環器科」を「腎臓内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、漢方内科、 科、救急科」を加え、同表岐阜県立下呂温泉病院の項中「心療内科、精神科、呼吸器科、 **「心臓血管外科」の下に「、血管外科」を加え、「ひ尿器科」を「泌尿器科」に改め、** 「放射線科」の下に「、腫瘍放射線科」を、「麻酔科」の下に「、病理診断科、臨床検査 第二条第二項の表岐阜県総合医療センターの項中「心療内科」を「腎臓内科、 糖尿病・内分泌内科、疼痛緩和内科、心療内科」に、「呼吸器科、消化器科、 血液内

岐

この条例は、 公布の日から施行する。

9)

岐阜県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田

岐阜県条例第三十六号

岐阜県風致地区条例の一部を改正する条例

岐阜県風致地区条例(昭和四十五年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正す

第四条第三項第二号を次のように改める。

二 独立行政法人森林総合研究所

この条例は、公布の日から施行する

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田

岐阜県条例第三十七号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

部を次のように改正する。 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の一

別表第二中

学校岐阜県立海津特別支援

海津市

岐阜県立海津特別支援 岐阜県立揖斐特別支援 揖斐郡揖 海津市

を

に改める。

-	号	外	(1)	岐	阜	県	公	報	平成 20 年7月 15 日	(10)
平成二十年七月十五日発行平成二十年七月十五日印刷										この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。附 則
発行所 岐阜 早月 广発 行者 岐阜市薮田南二丁目一番一号										[から施行する。
2 定価 一か年 四八、○○○円 (送料共) (消費税二、二八六円を含む。) 印 刷 所 (岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社印 刷 者 (岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 飯 尾 寛 ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―										